

路上路盤再生工法の先進的品質管理

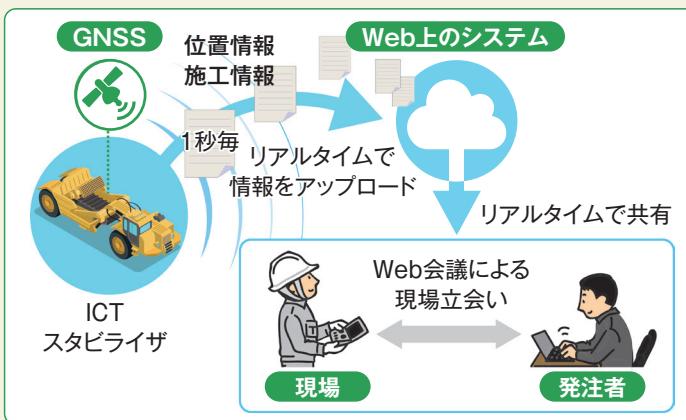
スマートスタビライザモニタリングシステム

ICT技術による、施工の見える化

スマートスタビライザモニタリングシステムは、路上路盤再生工法の施工時におけるアスファルト乳剤量と混合深さを可視化し、施工状況をリアルタイムに確認できるシステムです。



システム概要



現場では、位置情報、アスファルト乳剤量、混合深さの各施工情報をリアルタイムに取得します。

この情報をモニター画面に表示し、オペレーターと発注者の業務支援を行い、担い手不足、働き方改革などの課題を解決しました。

システム利用効果

① オペレーター支援

オペレーターはモニターにデジタル表示される、1mm単位の混合深さと0.1kg/m²単位のアスファルト乳剤量で機械操作ができます。

これにより、経験の浅いオペレーターでも安全に的確な施工管理を行うことができます。

(高い施工精度)

② 発注者支援

発注者は従来、現場で混合深さとアスファルト乳剤使用量の立会い検査が必要でしたが、システムを利用する事により、事務所の自席から現場状況をリアルタイムに確認できるようになります。

(生産性向上)

従来技術



5cm刻みのゲージで1cm単位の混合深さ管理

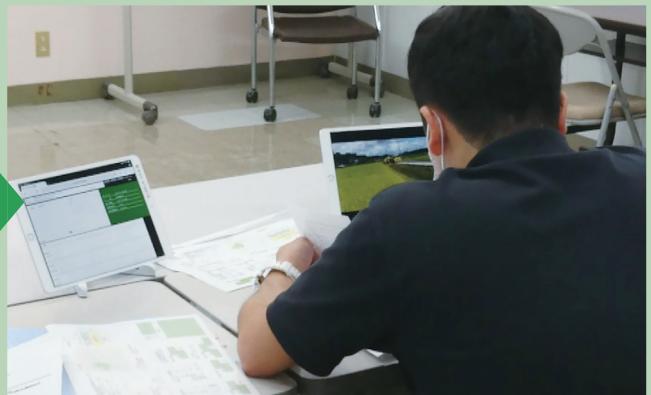


発注者は現場立会による品質確認

新技術



1mm単位のデジタル管理に (オペレーター用画面)



事務所から現場状況と施工情報を確認(岩手県)

TOPIC

2024年12月に建設業法が改正

2024年6月に「建設業法に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、特定建設業者(一定規模以上の建設工事を下請けに出す建設業者)は、建設工事の適正な施工を確保するために必要な**情報通信技術の活用**に関する**必要な措置**を講ずるよう努めなければならないものとされました(改正建設業法25条の28第1項)。

また、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者(=元請事業者)は、当該建設工事の**下請負人が上記の情報通信技術の活用**に関する措置を講ずることができるように、**下請負人の指導**に努めるものとされました(同条2項)。

第三次・扱い手3法 赤字：事業者の取組 青字：国・発注者の取組

- ① **ICT活用による現場管理**を努力義務化(**特定建設業者・公共工事受注者**)
- ② **ICT活用による現場管理の下請に対する指導**を努力義務化(**元請**)
- ③ **ICTを活用した現場管理の指針作成**(**国**)
- ④ **公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等**(**公共工事発注者**)

情報通信技術を用いた情報共有の円滑化



NICHIREKI ニチレキ株式会社

本社
〒102-8222
東京都千代田区九段北4丁目3番29号
TEL 03-3265-1511 (大代表)
TEL 03-3265-1513 (問い合わせ)
【ホームページ】
<https://nichireki.co.jp/>

事業所一覧は
こちら

